

当会と群馬県は 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供に関する協定」を締結致しました！

2012年9月19日、当会と群馬県は「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結致しました。全国では14番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

群馬県が6月に公表した地震被害想定調査結果によりますと、関東平野北西縁断層帯主部による地震が県内最大規模の地震と想定され、死者は約3,130人、負傷者は約17,740人、建物の全壊・全焼は約60,460棟と予測されています。その他、太田断層や片品川左岸断層による地震が想定されています。

このように、今後大きな災害の発生が予測されておりますが、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる態勢が整いました。

当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲が災害により住宅を喪失し自己の資力によっては住居する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（災害救助法第23条第1項第1号に規定するもの。以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲（甲が委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。）は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の種類・数及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（施行期）

第5条 この協定は、平成24年9月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月19日

甲 群馬県知事

人 徳 正 明



乙

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川口 雄一郎

